成した物質を含む。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

（略）

(3)・(4)　（略）

2・3　（略）

て生成した物質を含む。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

（略）

(3)・(4)　（略）

2・3　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第五条第一項の規定は、平成三十一年度以降に行う同項の規定による農薬使用計画書の提出について適用する。

（農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式（次項において「旧様式」という。）による職員の証明書は、同条の規定による改正後の農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第六十八号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成三十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十三条の二第一項第十一号、第三十五条の三の二十六第一項第九号及び第三十五条の三の五十六第一項第一号の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制） **第六十六条**　法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。 一　法第三十条の二第一項本文に規定する調査、法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制	（包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制） **第六十六条**　法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。 ［新設］

二　利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

三　包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

四　法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2　前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）

第百一条　法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一　法第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査、法第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

二　購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

三　個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

四　法の規定若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2　前項第三号の社内規則等は個別信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（基礎特定信用情報に含まれる事項）

第百十八条　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一～五　［略］

六　医療保険被保険者証等（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合

一　利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

二　包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

三　法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2　前項第二号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）

第百一条　法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

［新設］

一　購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

二　個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

三　法の規定若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2　前項第二号の社内規則等は個別信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（基礎特定信用情報に含まれる事項）

第百十八条　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一～五　［略］

六　医療保険被保険者証等（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合